

政務活動費に係る日程について

1 令和 7 年度後期（10 月～3 月）分の交付

（1）提出書類（議会運営委員会終了後に配付）

政務活動費請求書

（2）提出期限

9 月 17 日（水）午後 5 時

（3）指定口座への振込日

10 月 10 日（金）

2 令和 7 年度前期（4 月～9 月）分の収支報告書等の提出

（1）提出書類

ア 政務活動費収支報告書（前期分 4 月～9 月）

イ 会計帳簿

ウ 支出内訳

エ 領収書等の証拠書類（原本）

※ 貼付用紙又は白紙の用紙に領収書を添付する場合には、帳簿番号欄又は右上の余白に、会計帳簿番号を鉛筆で記入してください。

※領収書貼付用紙につきましては、公表資料としてコピーする際に裏面の文字が写りこむ場合があるため、裏紙は利用しないでください。

（2）提出期限（最終）

10 月 31 日（金）午後 5 時

（3）事前点検

10 月 10 日（金）午後 5 時

※ご希望の方は事務局庶務係へ提出してください。提出書類は、点検終了次第、随時返却いたします。

3 収支報告書作成支援ファイルの配付

令和 7 年度用のファイルは、6 月 10 日付けメールにより各議員又は会派の会計担当者に配付しています。

以 上